

令和8年 第2回

# 士幌町議会定例会議案

令和8年6月5日

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて  
議案第1号 農業委員会委員の任命について  
議案第2号 士幌町行政手続条例の一部を改正する条例案  
議案第3号 令和8年度士幌町一般会計補正予算（第3号）  
議案第4号 令和8年度士幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）  
議案第5号 令和8年度士幌町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和8年6月5日

士幌町議会議長 河口 和吉 様

士幌町長 高木 康弘



## 議案第 2 号

### 士幌町行政手続条例の一部を改正する条例案

#### 士幌町行政手続条例の一部を改正する条例

士幌町行政手続条例（平成10年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第15条第 3 項中「その者の氏名、同項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の 1 項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から 2 週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第 1 項中「同条第 3 項後段」を「同条第 4 項後段」に改める。

第22条第 3 項中「第15条第 3 項」及び「同条第 3 項」の次に「及び第 4 項」を、「参加人」と、「」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から 2 週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第29条中「第15条第 3 項及び」の次に「第 4 項並びに」を加え、「「同項第 3 号及び第 4 号」を「同条第 4 項中「第 1 項第 3 号及び第 4 号」に、「同条第 3 号」を「第 28条第 3 号」に、「同条第 3 項後段」を「同条第 4 項後段」に、「第15条第 3 項後段」を「第15条第 4 項後段」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第15条第3項及び第4項（これらの規定を改正後の第22条第3項及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

## 説 明

行政手続法の改正に基づき、条例を改正するもの。